

介護サービス事業者における業務継続に向けた取組状況の把握および ICTの活用状況に関する調査研究事業の調査検討組織 設置要綱

1. 設置目的

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所は、介護サービス事業者における業務継続に向けた取組状況の把握およびICTの活用状況に関する調査研究事業の調査を実施するにあたり、調査設計、調査票の作成、調査の実施、集計、分析、検証、報告書の作成等の検討を行うため、以下のとおり介護サービス事業者における業務継続に向けた取組状況の把握およびICTの活用状況に関する調査研究事業の調査検討組織（以下、「調査検討組織」という。）を設置する。

2. 実施体制

- (1) 本調査検討組織は、日本社会事業大学専門職大学院井上 由起子教授を委員長とし、その他の委員は以下のとおりとする。
- (2) 委員長が必要であると認めるときは、本調査検討組織において、関係者から意見を聴くことができる。

3. 調査検討組織の運営

- (1) 調査検討組織の運営は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所が行う。
- (2) 前号に定めるもののほか、本調査検討組織の運営に関する事項その他必要な事項については、本調査検討組織が定める。

介護サービス事業者における業務継続に向けた取組状況の把握およびICTの活用状況 に関する調査研究事業の調査検討組織 委員等

委員長	井上 由起子（日本社会事業大学専門職大学院 教授）
副委員長	池田 清美（札幌市保健福祉局高齢保健福祉部 介護保険課事業指導担当課長）
委員	生田 正幸（関西学院大学大学院人間福祉研究科 講師）
委員	石踊 紳一郎（全国老人福祉施設協議会 特別養護老人ホーム部会 部会長）
委員	江澤 和彦（日本医師会 常任理事）
委員	本田 茂樹（ミネルヴァベリタス株式会社 顧問）
委員	深堀 浩樹（慶應義塾大学看護医療学部老年看護学分野 教授）
委員	山口 浩志（日本介護支援専門員協会 常任理事）
委員	山野 雅弘（全国老人保健施設協会 管理運営委員会安全推進部 会長）

（敬称略、50音順）

【オブザーバー】

- 厚生労働省 老健局 高齢者支援課 課長補佐 石毛 雅之
- 厚生労働省 老健局 老人福祉課 課長補佐 佐野 隆一郎
- 厚生労働省 老健局 高齢者支援課 課長補佐 坂野 泰之
- 厚生労働省 老健局 高齢者支援課 係長 田中 謙伍
- 厚生労働省 老健局 高齢者支援課 係長 尾西 喬弘
- 厚生労働省 老健局 高齢者支援課 主査 今村 仁美
- 厚生労働省 老健局 老健局認知症施策・地域介護推進課 主査 中田 祐一郎
- 厚生労働省 老健局 高齢者支援課 大村 美穂

介護サービス事業者における業務継続に向けた取組状況の把握および ICT の活用状況に関する調査研究事業

1. 調査目的

令和3年度介護報酬改定において、感染症や災害への対応力を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に対して、感染症対策や災害対策の強化、及び業務継続に向けた計画（BCP）の策定等の各種取組を基準省令において、3年間の経過措置期間を設けた上で義務付けたところである。また、同改定において、運営基準や加算の要件等で実施が求められている各種会議等について、感染防止や多職種連携推進の観点から、ICTを活用しての実施を認めることとした。

本調査は、介護サービス事業者等に対し、感染症対策や災害対策の強化、及び感染症や災害発生時の業務継続に向けた取組状況について、また、各種会議等におけるICT活用状況についての実態把握を目的に行う。その上で、令和3年度改定の効果検証を行うとともに、感染症や災害への更なる対応力強化や各種会議等におけるICTの更なる活用に向けた検討に資する基礎資料の作成を目的とした調査を行う。

2. 調査客体

ア 事業所向けアンケート調査

全介護保険サービス施設・事業所より抽出した10,000施設・事業所

イ 事業所向けヒアリング調査

20施設・事業所以上

ウ 都道府県・市町村向けアンケート調査

全都道府県・市町村 悉皆

3. 主な調査項目

ア 事業所向けアンケート調査

○感染症及び災害対策に関して（感染症及び災害対策への取組状況や課題）

○災害・感染症発生時の業務継続計画（BCP）に係る取組に関して（業務継続計画（BCP）の策定状況や課題）

○会議や業務の場面におけるICTの活用に関して（ICTの導入・活用の状況）

イ 事業所向けヒアリング調査

○感染症対策や災害対策の取組及び業務継続計画（BCP）を策定したことによる研修や訓練、職員の意識や非常時具体的な対応等への影響等についてより詳細な分析を実施

ウ 都道府県・市町村向けアンケート調査

○感染症及び災害対策強化に関して（業務継続計画（BCP）の策定に関して（事業所向けの支援の状況・自治体が主催する訓練の状況等について）

○会議や業務の場面におけるICTの活用に関して（事業所向けの支援の状況・効果、自治体のICT導入の状況）

介護老人保健施設及び介護医療院におけるサービス提供実態等に関する
調査研究事業の調査検討組織
設置要綱

1. 設置目的

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社は介護老人保健施設及び介護医療院におけるサービス提供実態等に関する調査研究事業の調査を実施するにあたり、調査設計、調査票の作成、調査の実施、集計、分析、検証、報告書の作成等の検討を行うため、以下のとおり介護老人保健施設及び介護医療院におけるサービス提供実態等に関する調査研究事業の調査検討組織（以下、「調査検討組織」という。）を設置する。

2. 実施体制

- (1) 本調査検討組織は、奈良県立医科大学今村知明教授を委員長とし、その他の委員は以下のとおりとする。
- (2) 委員長が必要と認めるときは、本調査検討組織において、関係者から意見を聴くことができる。

3. 調査検討組織の運営

- (1) 調査検討組織の運営は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が行う。
- (2) 調査項目の検討にあたっては、必要に応じ、有識者等からのヒヤリングを実施する。
- (3) 前号に定めるもののほか、本調査検討組織の運営に関する事項その他必要な事項については、本調査検討組織が定める。

介護老人保健施設及び介護医療院におけるサービス提供実態等に関する
調査研究事業の調査検討組織 委員等

委員長	今村 知明（奈良県立医科大学 教授）
副委員長	木下 彩栄（京都大学大学院医学研究科 教授）
委員	江澤 和彦（公益社団法人日本医師会 常任理事）
委員	鈴木 龍太（日本介護医療院協会 会長／ 一般社団法人日本慢性期医療協会 常任理事）
委員	田中 志子（公益社団法人全国老人保健施設協会 副会長）

（敬称略、50音順）

【オブザーバー】

○厚生労働省	老健局	老人保健課	介護保険データ分析室長	福田 亮介
○厚生労働省	老健局	老人保健課	高齢者薬事サービス調整官	伊藤 竜太
○厚生労働省	老健局	老人保健課	課長補佐	佐野 隆一郎
○厚生労働省	老健局	老人保健課	老人保健施設係	月井 直哉

介護老人保健施設及び介護医療院におけるサービス提供実態等に関する 調査研究事業

1. 調査目的

令和3年度介護報酬改定では、介護老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援機能の評価の充実を行ったところであり、審議報告においては、これらの取組状況を把握した上で、在宅復帰・在宅療養支援機能の促進に向け、更なる検討を行うことが求められている。

また、介護医療院については、サービス提供の実態を把握した上で、円滑な移行の促進と介護保険財政に与える影響の両面から、どのような対応を図ることが適当なのかを検討すべきとされている。

本調査は、介護老人保健施設及び介護医療院の基本情報、施設サービスの実施状況、介護報酬の算定状況、利用者の状態・入退所先等の実態を調査する。その上で、令和3年度介護報酬改定における見直しによる影響の分析等を通じ、令和6年度診療・介護報酬改定に向けた検討に資する基礎資料を作成することを目的とする。

2. 調査客体

- 介護老人保健施設 無作為抽出（1,500施設）
- 介護医療院 悉皆（約760施設）
- 上記施設の入所者（10分の1程度の無作為抽出）
- 上記施設の短期入所療養介護の利用者（抽出）

3. 主な調査項目

【施設票】

- 施設の基本情報、施設サービスの実施状況
- 協力病院の実態、協力病院との連携の状況等
- 入所者の状況、医療等の提供状況
- 利用者の入退所先
- 口腔衛生管理・栄養管理の状況 等

【入所者票】

- 入所者の基本情報、住まいの状況
- 人生最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドラインに沿った対応について（介護医療院のみ） 等

【短期入所療養介護利用者票】

- 利用者の基本情報
- 利用者の有する疾患、医療等の提供状況 等

個室ユニット型施設の整備・運営状況に関する調査研究事業 の調査検討組織設置要綱

1. 設置目的

株式会社日本総合研究所は、個室ユニット型施設の整備・運営状況に関する調査研究事業の調査を実施するにあたり、調査設計、調査票の作成、調査の実施、集計、分析、検証、報告書の作成等の検討を行うため、以下のとおり個室ユニット型施設の整備・運営状況に関する調査研究事業の調査検討組織（以下、「調査検討組織」という。）を設置する。

2. 実施体制

- (1) 本調査検討組織は、田宮 菜奈子を委員長とし、その他の委員は以下のとおりとする。
- (2) 委員長が必要があると認めるときは、本調査検討組織において、関係者から意見を聴くことができる。

3. 調査検討組織の運営

- (1) 調査検討組織の運営は、株式会社日本総合研究所が行う。
- (2) 前号に定めるもののほか、本調査検討組織の運営に関する事項その他必要な事項については、本調査検討組織が定める。

個室ユニット型施設の整備・運営状況に関する調査研究事業の調査検討組織 委員等

委員長	田宮 菜奈子（筑波大学医学医療系 教授）
副委員長	福井 小紀子（東京医科歯科大学大学院保険衛生学研究科 研究科長、在宅・緩和ケア看護学分野 教授）
委員	江澤 和彦（公益社団法人全国老人保健施設協会 副会長）
委員	小野 晋和（宮崎市福祉部介護保険課事業所支援係 主査）
委員	鳥海 房枝（NPO 法人メイアイヘルプユー 事務局長）
委員	早坂 聡久（東洋大学福祉社会デザイン学部社会福祉学科 教授）
委員	枘田 和平（公益社団法人全国老人福祉施設協議会介護保険事業等経営委員会 委員長）
委員	山口 健太郎（近畿大学建築学部建築学科 教授）

（敬称略、50音順）

【オブザーバー】

- 厚生労働省 老健局 高齢者支援課 課長補佐 石毛 雅之
- 厚生労働省 老健局 高齢者支援課 係長 田中 謙伍
- 厚生労働省 老健局 高齢者支援課 主査 今村 仁美
- 厚生労働省 老健局 高齢者支援課 鈴 健太郎

- 厚生労働省 老健局 高齢者支援課
- 厚生労働省 老健局 高齢者支援課

八田 亜以子
大村 美穂

個室ユニット型施設の整備・運営状況に関する調査研究事業

1. 調査目的

令和3年度介護報酬改定では、個室ユニット型施設の1ユニットの定員を、実態を勘案した職員配置に努めることを求めつつ、「原則として概ね10人以下とし15人を超えないもの」としたほか、従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合、介護・看護職員の兼務を可能としたところ。また、新たなユニットを整備する施設において、ケアの質が維持され、職員の過度な負担につながらぬよう、当該ユニットの整備・運営状況を定期的に把握しつつ、適切な運営や指導が行われているか検証し、必要な見直しなどの対応を検討すべきとされている。

本調査は、1ユニットの定員が10人を超えるものも含めたユニット型施設について、地域における整備状況やケアの提供体制を含めた運営状況、従来型施設と併設する場合の職員の兼務の活用状況、ユニットケア研修等に関する実態把握を行い、検討に資する基礎資料を作成することを目的とする。

2. 調査客体

<アンケート調査>

【施設調査】

- 介護老人福祉施設（個室ユニット型） 悉皆（客体数4,000施設程度）
- 介護老人保健施設（従来型） 無作為抽出（客体数3,500施設／約10,000施設）
- 介護老人保健施設（個室ユニット型） 悉皆（客体数500施設程度）
- 介護医療院（個室ユニット型） 悉皆（客体数10施設程度）

【自治体調査】

- 都道府県 悉皆（客体数47箇所）
- 市区町村 悉皆（客体数約1,700箇所）

<ヒアリング調査>

- ユニットケア研修受託団体及び一部の介護老人福祉施設等を対象

3. 主な調査項目

（施設票）

- （日中及び夜間の）職員配置、業務内容、人材育成・定着の方法などサービスの提供体制に関する状況
- 入浴・食事等のケアの提供状況
- ユニットリーダーの配置、ユニットケア研修の受講状況
- 従来型とユニット型を併設する際の職員の兼務の活用状況、活用による効

果や運用に当たっての課題

- 新型コロナウイルス感染症の感染防止策の取組状況 等
(自治体票)
- 1ユニットの定員に係る規定(条例等)の現状
- ユニット型施設の整備・公募の方針、整備補助・支援・指導の状況
- 実地研修施設確保など、円滑なユニットケア研修に向けた取組 等

LIFE の活用状況の把握および ADL 維持等加算の拡充の影響に関する 調査研究事業の調査検討組織設置要綱

1. 設置目的

株式会社三菱総合研究所は LIFE の活用状況の把握および ADL 維持等加算の拡充の影響に関する調査研究事業の調査を実施するにあたり、調査設計、調査票の作成、調査の実施、集計、分析、検証、報告書の作成等の検討を行うため、以下のとおり LIFE の活用状況の把握および ADL 維持等加算の拡充の影響に関する調査研究事業の調査検討組織（以下、「調査検討組織」という。）を設置する。

2. 実施体制

- (1) 本調査検討組織は、産業医科大学 産業生態科学研究所 環境疫学教室 教授 藤野 善久を委員長とし、その他の委員は以下のとおりとする。
- (2) 委員長が必要があると認めるときは、本調査検討組織において、関係者から意見を聴くことができる。

3. 調査検討組織の運営

- (1) 調査検討組織の運営は、株式会社三菱総合研究所が行う。
- (2) 前号に定めるもののほか、本調査検討組織の運営に関する事項その他必要な事項については、本調査検討組織が定める。

LIFE の活用状況の把握および ADL 維持等加算の拡充の影響に関する調査研究事業 の調査検討組織 委員等

委員長	藤野 善久（産業医科大学産業生態科学研究所 環境疫学教室 教授）
副委員長	近藤 和泉（国立研究開発法人国立長寿医療研究センター 病院長 健康長寿支援ロボットセンター センター長）
委員	栗田 主一（東京都健康長寿医療センター研究所 副所長 認知症未来社会創造センター センター長）
委員	今村 知明（奈良県立医科大学公衆衛生学講座教授）
委員	岩澤 由子（公益社団法人 日本看護協会 医療政策部 部長）
委員	江澤 和彦（公益社団法人日本医師会 常任理事）
委員	海老原 覚（東北大学大学院医学系研究科内部障害学分野 教授）
委員	岡野 英樹（一般社団法人全国デイ・ケア協会 理事）
委員	川越 雅弘（埼玉県立大学大学院保健医療福祉学研究科 兼研究開発センター 教授）
委員	七種 秀樹（一般社団法人日本介護支援専門員協会 副会長）

委員	高橋 肇（公益社団法人全国老人保健施設協会 常務理事 介護老人保健施設ゆとりろ 理事長）
委員	中井 孝之（一般社団法人シルバーサービス振興会 常務理事 民間介護事業推進委員会 委員長）
委員	西村 一弘（公益社団法人日本栄養士会 常任理事）
委員	服部 昭博（公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 JS 次世代委員会 委員長）
委員	細野 純（公益社団法人日本歯科医師会 理事）
委員	村松 圭司（産業医科大学公衆衛生学教室 准教授）
委員	森 重勝（一般社団法人全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会 理事長 社会福祉法人ライフ・タイム・福島 事務局長）
委員	渡邊 多永子（筑波大学 医学医療系 准教授）

（敬称略、50音順）

【オブザーバー】

- 厚生労働省 老健局 老人保健課 介護保険データ分析室長 福田 亮介
- 厚生労働省 老健局 老人保健課 課長補佐 大西 丈二
- 厚生労働省 老健局 老人保健課 科学的介護分析専門官 谷口 和正
- 厚生労働省 老健局 老人保健課 課長補佐 長嶺 由衣子
- 厚生労働省 老健局 老人保健課 課長補佐 藤井 麻耶
- 厚生労働省 老健局 老人保健課 課長補佐 溝上 悠介

LIFE の活用状況の把握および ADL 維持等加算の拡充の影響に関する 調査研究事業

1. 調査目的

令和3年度介護報酬改定において、LIFEへのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進により、ケアの質の向上を図るためサイクルの推進とケアの質の向上を図るため、事業所の全利用者に係る事業所単位での取組や、既存の口腔・栄養や機能訓練に関する加算等における取組に加えた利用者単位での更なる取組に対する評価を創設した。

本調査は、令和5年度の調査時点で LIFE を導入している事業所に対し、引き続き令和3年度から開始された LIFE の入力にかかる課題等に関するモニタリングを行うとともに、さらなる LIFE の活用に向けた検討を行う。具体的には、令和5年度に各事業所、各利用者にフィードバックされる内容の利活用状況や課題の把握を行うとともに、多職種連携（特にリハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養等）の促進やその効果の測定に資する内容になっているか等、について検証を行う。加えて、令和3年度介護報酬改定で拡充された ADL 維持等加算の実態把握も行う。

また、導入していない事業所については、未導入の理由などについて引き続き調査を行う。

2. 調査客体

(1) アンケート調査

- ・ LIFE 関連加算の算定がある事業所・施設：約 8,000 事業所（昨年度調査に回答した 1,495 事業所を含む）
- ・ LIFE 関連加算の算定がない事業所・施設：約 2,000 事業所

(2) ヒアリング調査

- ・ 上記アンケート調査の結果の回答があった事業所・施設のうち、約 5～10 事業所を対象に実施

(3) 介護関連 DB 分析

- ・ 介護関連データベース（介護保険総合データベース及び LIFE）に登録されているデータ（令和5年5月までのサービス提供分）

3. 主な調査項目

(1) アンケート調査

- ・ LIFE を活用した加算の算定状況や導入の課題、入力負担等の実態把握
- ・ LIFE の多職種連携（例えばリハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養等）への

活用状況及び課題等の検討

- ・ LIFE 未導入事業所についての実態把握
- ・ ADL 維持等加算について

(2) ヒアリング調査

- ・ アンケート調査の結果を踏まえ、さらに調査が必要と考えられる事項について

(3) 介護関連 DB 分析

- ・ LIFE 関連加算の活用状況等の継続的なモニタリング
- ・ LIFE 関連加算未算定事業所の課題分析
- ・ ADL 維持等加算の実態把握

認知症グループホームの例外的な夜勤職員体制の取扱いの施行後の 状況把握・検証、必要な対応の検討に関する調査研究事業の調査検討組 織設置要綱

1. 設置目的

株式会社三菱総合研究所は認知症グループホームの例外的な夜勤職員体制の取扱いの施行後の状況把握・検証、必要な対応の検討に関する調査研究事業を実施するにあたり、調査設計、調査票の作成、調査の実施、集計、分析、検証、報告書の作成等の検討を行うため、以下のとおり認知症グループホームの例外的な夜勤職員体制の取扱いの施行後の状況把握・検証、必要な対応の検討に関する調査研究事業の調査検討組織（以下、「調査検討組織」という。）を設置する。

2. 実施体制

- (1) 本調査検討組織は、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 副所長 粟田 主一 を委員長とし、その他の委員は以下のとおりとする。
- (2) 委員長が必要と認めるときは、本調査検討組織において、関係者から意見を聴くことができる。

3. 調査検討組織の運営

- (1) 調査検討組織の運営は、株式会社三菱総合研究所が行う。
- (2) 前号に定めるもののほか、本調査検討組織の運営に関する事項その他必要な事項については、本調査検討組織が定める。

認知症グループホームの例外的な夜勤職員体制の取扱いの施行後の状況把握・検証、
必要な対応の検討に関する調査研究事業の調査検討組織 委員等

委員長	粟田 主一（地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター研究所 認知症未来社会創造センター センター長）
副委員長	小坂 健（東北大学大学院歯学研究科 教授）
委員	江頭 瑞穂（公益社団法人日本認知症グループホーム協会 常務理事）
委員	江澤 和彦（公益社団法人日本医師会 常任理事）
委員	鎌田 松代（公益社団法人認知症の人と家族の会 理事・事務局長）
委員	村上 久美子（UA ゼンセン日本介護クラフトユニオン 副会長・政策 部門長）
委員	蓬田 隆子（全国グループホーム団体連合会 理事・副代表（制度政 策委員会担当理事））

（敬称略、50音順）

【オブザーバー】

- 厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課 課長補佐 佐藤 敏彦
- 厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課 基準第二係長 杉本 勝亮
- 厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課 基準第一係 元木 大地
- 厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課 基準第一係 武田 真理子

認知症グループホームの例外的な夜勤職員体制の取扱いの施行後の 状況把握・検証、必要な対応の検討に関する調査研究事業

1. 調査目的

令和3年度介護報酬改定において、認知症グループホームの夜間・深夜時間帯の職員体制について、1ユニットごとに1人夜勤の原則は維持した上で、利用者の安全確保や職員の負担にも留意しつつ、人材の有効活用を図る観点から、3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策をとっていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できることとしたところ。

本調査は、当該改定が夜間のサービス提供等にどのような影響を与えたか等について調査し、また、3ユニット2人夜勤体制を導入している事業所等に対し、効果実証を実施する。

これらの結果から得られたデータの分析等を行い、次期介護報酬改定の検討に資する基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査客体

(1) アンケート調査

- ・ 3ユニットの認知症対応型共同生活介護事業所（悉皆：約800事業所）

(2) 効果実証

- ・ 3ユニット2人夜勤を導入している認知症対応型共同生活介護事業所（10事業所程度）
- ・ その他の認知症対応型共同生活介護事業所（30事業所程度）

3. 主な調査項目

(1) アンケート調査（管理者向け）

- ・ 事業所の基本情報（夜勤の実施体制・安全対策、事業所の構造等含む）
- ・ ICT機器の活用状況、その効果と課題
- ・ 3ユニット2人夜勤実施事業所における取組状況（安全対策、職員の負担感の変化、導入の効果・課題等含む）
- ・ 3ユニット2人夜勤を実施していない事業所における課題（未導入の理由、導入にあたっての課題等含む）

(2) 効果実証（管理者、職員、利用者向け）

○ タイムスタディ調査（職員向け）

① 3ユニット2人夜勤導入事業所

- ・ 3ユニット2人夜勤導入後の夜間帯の業務内容を時間帯別に記録

② その他の事業所

- ・ 次の内容を実施し、それぞれ夜間帯の業務内容を時間帯別に記録、現行の人員配置基準を満たした上で、実証的に検証するもの。
 - (ア) 現行の3ユニット2人夜勤を実施
 - (イ) 見守り機器等を活用し、構造に関する要件によらず3ユニット2人夜勤を実施
 - (ウ) 見守り機器等を活用し、2ユニット1人夜勤を実施

- アンケート調査（職員、利用者向け）

上記①②の対象事業所の職員、利用者を対象に、次の内容について調査を行う。

 - ① 職員
 - ・ 基本情報（職種、経験年数等）
 - ・ 3ユニット2人夜勤等の導入前後の身体的・精神的負担の変化
 - ・ 3ユニット2人夜勤等の導入後の夜間見守り業務への影響
 - ② 利用者
 - ・ 基本情報（要介護度、サービス利用年月日）
 - ・ 3ユニット2人夜勤等の導入後のサービス提供への満足度や職員の対応の変化

- ヒアリング調査（管理者向け）

上記①②の対象事業所において、3ユニット2人夜勤等の導入前後の職員の業務状況や利用者の満足度を聴取。

認知症介護基礎研修受講義務付けの効果に関する調査研究事業 の調査検討組織設置要綱

1. 設置目的

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社は認知症介護基礎研修受講義務付けの効果に関する調査研究事業の調査を実施するにあたり、調査設計、調査票の作成、調査の実施、集計、分析、検証、報告書の作成等の検討を行うため、以下のとおり認知症介護基礎研修受講義務付けの効果に関する調査研究事業の調査検討組織（以下、「調査検討組織」という。）を設置する。

2. 実施体制

- (1) 本調査検討組織は、川越 雅弘を委員長とし、その他の委員は以下のとおりとする。
- (2) 委員長が必要があると認めるときは、本調査検討組織において、関係者から意見を聴くことができる。

3. 調査検討組織の運営

- (1) 調査検討組織の運営は、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社が行う。
- (2) 前号に定めるもののほか、本調査検討組織の運営に関する事項その他必要な事項については、本調査検討組織が定める。

認知症介護基礎研修受講義務付けの効果に関する調査研究事業 の調査検討組織 委員等

委員長	川越 雅弘（埼玉県立大学大学院保健医療福祉学研究科兼研究開発センター 教授）
副委員長	池田 清美（札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 事業指導担当課長）
委員	阿部 哲也（社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター 副センター長）
委員	大森 宣治（大阪市福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課認知症施策担当課長代理）
委員	内藤 佳津雄（日本大学文理学部心理学科 教授）
委員	宮島 渡（日本社会事業大学専門職大学院 特任教授）

（敬称略、委員50音順）

【オブザーバー】

- 厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課
課長補佐 梅本 裕司
- 厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課
主査 松村 彩未

認知症介護基礎研修受講義務付けの効果に関する調査研究事業

1. 調査目的

令和3年度介護報酬改定において、介護現場の認知症対応力を向上させるため、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための措置を講じることが介護サービス事業者に義務付けられた（3年間の経過措置期間を経て令和6年4月に完全施行）。本調査は、受講状況などの現状を把握するとともに、認知症介護基礎研修の受講義務付けに伴う認知症チームケア等への効果を検証することを目的とする。

2. 調査客体

<アンケート調査>

【実施主体調査】

研修実施者（都道府県及び市町村（指定都市）等）

【管理者調査】

研修修了者の就業する事業所から、約2万箇所を抽出

（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院・介護療養型医療施設、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型通所介護、規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護）

【修了者調査】

管理者調査の対象である事業所に就業する研修修了者（事業所毎に修了者1名）

3. 主な調査項目

【実施主体調査】

研修修了者数、修了者が就業している事業所の基本情報 等

【管理者調査】

事業所の基本情報、研修を受講したことによる効果（認知症の方へのケアへの影響や変化、施設におけるケア体制等への影響等）、受講させるに当たった課題 等

【修了者調査】

修了者の基本情報、研修を受講したことによる効果（知識の習得、認知症の方へのケアに関する考え方の影響や変化、ケア・コミュニケーション・家族対応等のあり方への影響や変化等）、受講に当たった課題 等